

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月 // 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第15号

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の項備考の欄を次のように改める。

- (1) この項の区分の欄第1号に掲げる証明で個人の市民税及び道民税の課税額に関するものに係る書面を札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）第12条第3項に規定する端末機（以下「端末機」という。）により交付する場合の手数料の額は、1年度につき300円とする。
- (2) この項の区分の欄第5号に掲げる証明で個人の市民税及び道民税に係る所得に関するものに係る書面を端末機により交付する場合の手数料の額は、1件につき300円とす

る。

- (2) 別表4の項備考の欄を次のように改める。

当該証明に係る書面を端末機により交付する場合の手数料の額は、1件につき250円とする。

- (3) 別表7の項備考の欄を次のように改める。

端末機により交付する場合の手数料の額は、1件につき250円とする。

- (4) 別表9の項備考の欄を次のように改める。

(1) この項の区分の欄第1号の書面を端末機により交付する場合の手数料の額は、1件につき350円とする。

(2) この項の区分の欄第5号に掲げる証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の手数料の額は、1件につき1,400円とする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。